

令和7年余市町議会第1回定例会会議録（第5号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 1時41分

○招 集 年 月 日

令和7年3月6日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和7年3月24日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 成 田 文 明
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光
建 設 水 道 部 長 奈 良 論
建 設 課 長 井 上 健 男
まちづくり計画課長 二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 濱 川 龍 一
農業委員会事務局長 樋 口 正 人
教育委員会教育長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

業等に関する条例の一部を改正する
条例案

○議 事 日 程

- 第 1 令和 7 年余市町議会第 1 回定例会付託 議案第 1 7 号 余市町犯罪被害者等支援条例案
(民生教育常任委員会審査結果報告)
- 第 2 令和 7 年余市町議会第 1 回定例会付託 議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計予算
- 第 3 議案第 2 号 令和 7 年度余市町介護保険特別会計予算
- 第 4 議案第 3 号 令和 7 年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 4 号 令和 7 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 5 号 令和 7 年度余市町水道事業会計予算
- 第 7 議案第 6 号 令和 7 年度余市町下水道事業会計予算 (以上 6 件、令和 7 年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告)
- 第 8 議案第 1 0 号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 1 1 号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 1 2 号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 1 議案第 1 3 号 余市町職員の育児休

- 第 1 2 議案第 1 4 号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 3 議案第 1 5 号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 1 4 議案第 1 6 号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 1 5 議案第 1 8 号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 6 議案第 1 9 号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 1 7 議案第 2 2 号 余市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について行政報告
- 第 1 8 議案第 2 3 号 令和 6 年度余市町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 第 1 9 議案第 2 4 号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 2 0 議案第 2 5 号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 2 1 議案第 2 6 号 余市町政治倫理審査会委員の選任について
- 第 2 2 議案第 2 7 号 余市町政治倫理審査

- 会委員の選任について
- 第23 議案第28号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第24 議案第29号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第25 議案第30号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第26 議案第31号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第27 議案第32号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第28 発議案第1号 余市町議会の個人情報
の保護に関する条例の一部を改正
する条例案
- 第29 意見案第1号 若者の政治参画を促
進する抜本的改革を求める要望意見
書
- 第30 意見案第2号 選択的夫婦別姓制度
の導入を求める要望意見書
- 第31 意見案第3号 性犯罪の再発防止へ
の支援強化を求める要望意見書
- 第32 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和7年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 3月19日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果につきまして委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 3月19日、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報

告を申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告7件、議案10件、発議案1件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出について、他に行政報告でございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告を申し上げます。

令和7年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第1、議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案につきましては、委員会審査結果報告でございますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和7年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第2、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算ないし日程第7、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、令和7年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でございますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第23号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第11号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第24号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第20、議案第25号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、

一括条例の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第26号ないし日程第27、議案第32号、以上7件につきましては、いずれも余市町政治倫理審査会委員の選任についてであり、関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第28、発議案第1号 余市町議会の個人情報に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第29、意見案第1号 若者の政治参画を促進する抜本的改革を求める要望意見書ないし日程第31、意見案第3号 性犯罪の再発防止への支援強化を求める要望意見書までの意見案3件につきましては、議員発議でございますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号及び意見案第2号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第32、閉会中の継続審査調査申出についてでございます。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告7件、議案10件、発議案1件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告7件、議案10件、発議案1件、意見案3件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 今期定例会において付託に関わる日程第1、議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案を議題といたします。

この際、民生教育常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） ただいま上程されました令和7年余市町議会第1回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案につきまして、その審査の経過並びに結果について私からご報告いたします。

委員会の開催年月日、出席委員、説明員等については、お手元に報告書が配付されておりますので、省略させていただきます。

本条例案は、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、犯罪被害者等基本法に定める基本理念に基づき北後志5か町村で連携して同一内容の条例を制定し、犯罪被害者等支援の一体的な支援を目指すものであります。

余市町においては、平成21年9月に制定された余市町安全で安心な地域づくり条例に基づき、これまで犯罪被害者等の支援を推進してきたところでございますが、平成28年に策定された第3次犯罪被害者等基本計画から地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことにより、都道府県及び市町村で支援条例を制定する動きが広がり、その状況を受け、本町を含め北後志5か町村で犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものであります。

以下、審査の結果における質疑等の内容について、その主なものをご報告申し上げます。本条例

の審査においては、申請期限は犯罪被害を知った日から2年以内かつ発生から7年以内とのことであるが、条例制定前の事案に対して遡及適用はされるのか。支給対象の判別は、どのように行うのか。条例第9条に定める日常生活を営むための必要な支援とはどのようなものか。医療機関との連携が必要と思われるが、保健所に依頼するのか。余市町が医療関係各所と連携を取っていくのか。見舞金は一時的なものか。国の支援まで継続的に行うものか。犯罪被害者等支援法において、被害者が犯罪に遭った場合に適用されるのが一般的だが、事故被害まで適用し、運用することであるが、全国で初なのか。金銭に関わらない支援についてどのようなものを想定しているのか。2次被害について見解及び取組について。本条例に係る施行規則はいつできるのか。見舞金の金額の根拠は何か。条例第11条における居住の安定を図るための必要な支援とはどのようなものか。財源や予算についてどう考えているかとの質疑に対し理事者側からは、4月1日施行を目指しているため対象外となる。申請後、警察等関係機関と確認し判断する。本町への申請や福祉事務所等での手続の補助などを想定している。状況によって本町や北海道の保健師、精神科医と共に対応することが必要な場合等、個々の状況によって対応する。1度限りの支給となる。全国では幾つか事例はあるが、北海道内では初の事例となる。心の相談や法律相談を想定している。2次被害は町民の理解、浸透が重要であるため広報やホームページで周知をするほか、5か町村でできる取組を今後考えていきたい。現在施行規則案を作成中であり、早急に対応していく。北海道内、さらに全国の事例を参考に遺族見舞金は30万円、傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金は10万円の支給を行う。予算については予備費を活用するとの答弁がなされたところでもあります。

これらの審査経過を踏まえ、採択に付したとこ

ろ、令和7年余市町議会第1回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第17号余市町犯罪被害者等支援条例案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決との結論を得た次第であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、民生教育常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町犯罪被害者等支援条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、今期定例会において付託に関わる日程第2、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算、日程第3、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計予算、日程第4、議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算、日程第7、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、令和7年度余市町各会計予算特別委員

会委員長から審査結果の報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 今期定例会において令和7年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に関わる議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和7年3月12日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催をし、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私庄が、副委員長に山本委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりでございます。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果につきましてご報告を申し上げます。まず、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告を申し上げ、令和7年度余市町各会計

予算特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） ただいま議題となっております令和7年第1回定例会付託に関わる議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算案に対し反対の立場から討論を行います。

昨今、物価高が止まらず、多くの家庭が厳しい環境に置かれています。そもそも国の行う政策が不十分過ぎるということが前提としてはあるものの、本町の地域住民への物価高対策はほぼないという状況となってしまっております。

他方で、今本町は公共施設の再編統合や居住地域の縮減、誘導が行われようとしています。人口が大幅に減少する見通しであること、それを少しでも緩やかにすること、その流れの中で行政コストを抑制し、コンパクトな居住地域編成を目指しているというところでございます。問題は、これを急激に進めてしまうと町全体のバランスが大きく崩れかねないという点であります。まほろば地域などを中心に政策的に移住定住を中心とした居住誘導が行われておりますが、私はこれに併せて居住誘導地域というものがより広い範囲で設定をされているわけですから、重点誘導地域と併せてもう少し広いエリアに対して修繕の支援や住み替えの支援を行うなどを行い、バランスよく地域を集約していくことが必要であることを予算委員会の中で申し上げてきました。ただ、残念ながら本予算案には、そうした視点があまり浮かび上がってこないということが誠に残念であります。

自治体自治と自治会自治は、非常に密接な関係であります。行政の都合だけで自治体自治を縮小していこうとすれば、これは大きな禍根を残すことになるのではないのでしょうか。今、町内では疎外感を感じるという声を耳にします。よくよく話を伺っていると、町が進めようとしている政策全体、つまるところ、どのような町をつくろうとしているのか、そのビジョンや具体的な手法が地域の方々とうまく共有できていないと感じる点が非常に多いということに気づかされます。全てを理解することは難しくとも、少なくとも大きな方向性については前向きに共有できる環境を整えていかなければ、どれほど必要で、どれほど先進的な手だてを政策として打ち出そうとしても結局反発ばかりを招いてしまうことになるのではないのでしょうか。それは、やがて人の感情のもつれとなり、地域の分断へとつながる、私は非常にそれを恐れています。広がり続ける時代からまとめ直す時代へ、大変厳しく難しい状況ではありますが、だからこそ地域の合意形成を意識的に行い、そうした中でバランスを取ってまちづくりを進めていただきたい。

以上、こうした視点を踏まえた上で私は本予算に対して反対の立場を取ることを決めました。

以上、議員各位に賛同を求め、私の討論を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○4番（佐藤剛司君） 令和7年余市町議会第1回定例会付託、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算について、明政会を代表し、賛成という立場で討論を行います。

令和7年度の余市町一般会計予算総額は108億円で、前年度当初予算対比3億円、2.86%の増となっており、財源別の状況を見ると自主財源では町税で前年度予算対比1億400万円の増加、繰入金で2億2,500万円増の9億8,100万円となってお

り、これらの財源を活用して様々な新規事業や拡充事業、そして継続事業が進められる予算策定になっています。

繰入金9億8,100万円のうち、余市町ふるさと応援寄附金基金からの繰入金が6億3,400万円となっており、その大部分を占めております。ふるさと応援寄附金は、令和6年度は総額で14億円程度と予想されており、増加の一途をたどっていることは評価すべきものであると考えています。今後もふるさと応援寄附金が安定的に継続、実現していくことに向けた施策が実行されることを強く望みます。

さらに、ふるさと応援寄附金基金からの繰入金を充当している事業として、保育料無償化事業に2,000万円、子育て応援助成事業に970万円、子供医療助成事業に1,250万円、学校給食費無償化事業に6,400万円、小中学校タブレット端末更新事業に2,050万円、ガストロノミーリズム推進事業に3,003万円等々が挙げられ、町長の重点政策実現に向けた事業予算財源に大きく寄与していることを読み取ることができます。

新規事業等を遂行するための政策予算を策定しようとするに当たっては、裏づけとなる財源をどう確保していくか、腕の見せどころであります。その意味においても町長並びに財政担当部門の調整力に深く敬意を表するところでありますが、財政の弾力性を表す経常収支比率については令和7年度当初予算ベースでは一時期から見ると改善されてきてはいるものの、高率で推移している感は否めないところもあり、今後においてはなお一層の改善と持続可能な財政基盤の確立に向け、さらなる努力が求められるものと考えています。

産業振興の分野で見ると、継続拡充事業としてガストロノミーリズム推進事業に前年度予算比から倍増の6,000万円を計上し、本町の戦略的なブランディングとマーケティングを推進、展開していくことは余市町の様々な業種に横串を通し、

経済循環の活性化と関係交流人口の増加に大きく寄与していくものと大いに期待されるところで

す。
一方、社会保障制度の一環として生活困窮者、障害者、高齢者などに対し生活を維持するために援助、支出する扶助費については17億200万円で、前年度予算対比で見ると1億2,000万円増加しており、できる限りでの拡充、継続した手厚い予算措置となっていると理解しています。

令和7年度町政執行では、未来に向けて住みやすい町をつくるために次世代の可能性を引き出す、資源を最大限活用し、町を持続、発展させる、激動する社会に対応するとの3つの指針が掲げられていますが、その中にこれまでの概念にとらわれずという一文があります。この姿勢こそが未来に向けた施策、行動の原点となるべきものであると強く期待しています。

以上、明政会といたしましては令和7年度余市町各会計予算特別委員会における審査の経緯を踏まえ、令和7年余市町議会第1回定例会付託議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算につきましては賛成すべきであるという結論に達したものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長(藤野博三君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数であります。

よって、議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり

決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第8、議案第10号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進課長(橋端良平君) ただいま上程されました議案第10号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する

条例案につきましては、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が本年6月1日より施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案。

余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例。

(余市町統計調査条例の一部改正)

第1条 余市町統計調査条例(昭和37年余市町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(余市町水道水源保護条例の一部改正)

第2条 余市町水道水源保護条例(平成9年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律

第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

以上、議案第10号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、後刻ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番(ジャストミートあたる君) 拘禁刑についてご説明ください。

○政策推進課長(橋端良平君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず、拘禁刑について説明願いたいということですが、あくまでもこれは法律のものでございますので、私が説明するものは特にないのですが、参考までに申し上げますと、あくまでも新聞報道等で読む限りでございますけれども、例えばこれまでは懲役、禁錮ということで一定の刑務作業が科される刑罰だったのですが、その受刑者といえますか、そういった方々も多様な中で、例えば高齢者と重大な犯罪を犯した方が同じグループで刑務作業に当たるとか、そういったなかなかきめ細やかという言葉もいかなものかと思っておりますけれども、そういった対応が難

しかったものを拘禁刑ということで刑務作業を科さないような形で、例えば高齢者ですとか、薬物依存者ですとか、精神疾患を有する方、それぞれにきめ細やかに対応できるような24のグループ分けが可能になるような、そういった拘禁刑を創設するものだというふうに、あくまでも新聞報道でございますけれども、そのように承知してございます。

○13番(ジャストミートあたる君) ちょっと途中が、ちょっとマイクが遠かったので、あとマスクをしているので聞こえづらかったので、中辺りのことをちょっともう一度お願いします。

○政策推進課長(橋端良平君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

繰り返し、大変失礼しました。これまでは、拘禁刑ではなくて禁錮、懲役という形で刑務作業を科されるような刑罰でしたけれども、その中で例えば高齢者と重大犯罪を犯した方が同じ房に入るといった、なかなか更生という部分につながりにくいような課題もあったというふうに聞いております。そういった中で、このたびの改正につきましては刑務作業を科さない拘禁刑というものに改正し、例えば高齢者ですとか、薬物依存者、精神疾患を有する方、そういった方々を24のグループに分けるような形の拘禁刑というものを創設し、その更生に向けた、刑務作業を科さないような形で更生に向けた対応をしていく。そういった目的があつて、この制度が創設されたというふうには伺ってございますけれども、繰り返しであります。あくまでも国の法律の内容でございますので、新聞報道等で承知している内容のことを申し上げます。ありがとうございました。

○6番(庄 巖龍君) 懲役刑、拘禁刑ですけれども、こちらのほうはきちんと法律上、法律用語で決まっております。先ほど橋端課長の答弁の中

に、新聞報道等ということが論拠として述べられているということでございますので、こちらはきちんと法律用語を理解をした上でご答弁をいただくのがよろしいのかなと私は感じておりますが、それについて、あくまで新聞あるいは報道等、そういったことをあくまで論拠としてこの拘禁刑ということについて、論拠としてという説明はいかがなものかと思っておりますが、ご所見を伺いたいと思っております。

○政策推進課長（橋端良平君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

新聞報道等という申し方が不適切で大変申し訳ありませんでした。あくまでも国から示された資料を読みますと、一言簡単に申し上げますと、まず現行の懲役刑というものは道徳的に非難される犯罪に対する刑、そして刑務作業を科すもの、禁錮につきましては過失犯に対する刑、刑務作業、作業義務がない、こういった制度になっております。それに対しまして改正後の拘禁刑といえますものは、社会生活に適應するために必要な知識や生活態度の習得等、社会復帰を重視するもの、そして改善更生を図るため必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができる。このように国から法律の改正趣旨としては伺っております。

私どもは、まずこの条例を改正するに当たりまして検察庁とも協議をした中で条例改正をしております、その際に国の改正通知だとか、そういったものに従ってこの条例の改正を行っておりますので、先ほど新聞報道等という言い方が不適切でしたら、おわび申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、議案第10号 余市町統計調査条例及び余市町水道水源保護条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第11号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（大平直規君） ただいま上程されました議案第11号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和7年4月1日に

施行されることに伴い、引用条項の移動が生じたことから条例の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年余市町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第11号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第10、議案第12号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第12号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和6年5月31日公布、令和7年4月1日から施行さ

れることに伴い、人事院規則の改正が行われたことから、国家公務員に準じて余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女共に仕事と育児、介護を両立できるようにするための措置として、育児または介護のための所定外労働の制限が3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大され、さらに介護について申出があった場合、勤務環境の整備に関して新たに措置されたことから、本条例の一部改正をご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例。

余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和35年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第9項中「定める者」の次に「第10条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第9条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第10条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第10条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の

両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第10条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第12号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番（白川栄美子君） 第10条の3で、これは（1）、（2）、（3）がありまして、（1）、これは研修の実施とありますけれども、これはどのようにして行われるのか。また、年間どのぐらい研修するのか。内容も含めてお願いします。

それから、（2）番、相談体制の整備とありま

すが、これはどこが担当するのか、また誰が対応するのか。お願いします。

○総務課長（越智英章君） 15番、白川議員のご質問に答弁をいたします。

まず、職員に対する研修の実施についてでございますけれども、現在のところまだ未定でございますけれども、研修についてはしていきたいと考えているところでございます。

また、相談体制については総務課の職員と考えているところでございます。

○15番（白川栄美子君） ちょっと2番目が、相談体制の整備、これは職員、もう一度お願いします。

○総務課長（越智英章君） 15番、白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

相談体制につきましては、総務課の職員と考えているところでございます。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。せっかく条例ができるので、早急にこれは進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 9条の中段です。9条の3第2項なのですけれども、任命権者は3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子とありますが、これ何で年齢から時期に変わったのでしょうか。ちょっとご説明いただきたい。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁をいたします。

年齢3歳から小学校就学前の子となりましたのは、職員が子供の年齢に応じて柔軟な働き方を実現するための措置となってございまして、この子がいると希望によりまして勤務時間の短縮というのが可能になるもので、これまでは3歳に満たない子のいる職員についてはそういったことが可能だったのですけれども、この条例が通りますと小学校就学前までの子をお持ちの職員についてはそ

ういったことが可能になるというものでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） となると、就学時においては最大1年ほど差が出ると思われのですが、そういった差異の心配はどうお考えでしょうか。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁をいたします。

誕生月によってそれぞれあるでしょうけれども、小学校へ上がる時は同時でございまして、小学校へ上がる時期というのは4月に、どの子も4月に上がると思います。ですので、その小学校、子供の面倒を見るという意味では多少の時間の差はあるとしてもそれは致し方ないことかと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） やっぱり平等にするには、年齢で区切ったほうがよろしいのではないかなど考えるのですが、最後にご答弁お願いします。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁をいたします。

この改正につきましては、あくまでも人事院規則の改正を踏まえた余市町の条例の改正でございますので、ご理解を願ひます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第12号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(藤野博三君) 日程第11、議案第13号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(越智英章君) ただいま上程されました議案第13号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)が令和6年5月31日公布、令和7年4月1日から施行されることに伴い、余市町職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正による条項の移動により引用条項の移動が生じたことから、本条例の一部改正をご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町職員の育児休業等に関する条例(平成4年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第13号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番(庄 巖龍君) 確認です。これは、余市の消防職員も適用になりますね。

○総務課長(越智英章君) 6番、庄議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これにつきましては、消防職員も該当になりますが、消防職員につきましては一部事務組合のほうでの改正となるところでございます。

○6番(庄 巖龍君) 一部事務組合と町職員、余市町に勤務している消防職員、この違いはどういうふうに分別されていますか。

○総務課長(越智英章君) 6番、庄議員のご質問に答弁をいたします。

町職員と消防職員の違いでございますけれども、余市町職員はあくまでも余市町の長が任命、採用しておりまして、消防職員のほうは一部事務組合での採用となっているところでございます。

○6番(庄 巖龍君) ということは、年度にそれぞれ異動もありますから、町長が任命権者ということでございまして、町長が任命した職員についてはこれが適用されるというふうな理解でよろしいですね。間違いはないですね。

○総務課長(越智英章君) 6番、庄議員のご質問に答弁をいたします。

今回の条例の改正につきましては、余市町の職員の関係の条例改正でございまして、消防職員につきましては一部事務組合のほうで条例改正をされなければ、このとおりにはないということでございます。

○議長(藤野博三君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第12、議案第14号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策部長(阿部弘亨君) ただいま上程されました議案第14号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

令和6年余市町議会第4回定例会におきまして、余市町勤労青少年ホーム条例が廃止、可決されたことに伴い、同条例で規定しております勤労青少年ホーム運営委員会が令和7年3月31日をもって廃止となることから、余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表、勤労青少年ホーム運営委員会の報酬規定を削除する改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第14号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例（昭和35年余市町条例第2号）の一部を次のとおり改正する。

別表勤労青少年ホーム運営委員会の項を削る。
附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第14号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第13、議案第15号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） ただいま上程されました議案第15号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、内閣府令であります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことから、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、管理栄養士試験の受験資格の見直しにより栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となることに伴い、家庭的保育事業者等の利用、乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮を栄養士または管理栄養士による必要な配慮と見直されているため、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第15号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第15号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 又は管理栄養士とありますが、栄養士と管理栄養士の違いを具体的に答えていただきたいです。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問にご答弁させていただきます。

栄養士と管理栄養士の違いというところでございますが、一番大きいところと言いますと栄養士は健康な方に対しての栄養管理というところがまず大きい資格の要件になっています。管理栄養士は、病院ですとか、病気、病院食等の栄養管理のほうもできるというふうに大きいところでは違いがありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第14、議案第16号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第16号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、管理栄養士試験の受験資格の見直しにより栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることに伴い、該当する事業所に併設される事業所の職員配置基準が緩和され、栄養士とされていたところを栄養士または管理栄養士とするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第16号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第16号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第15、議案第18号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第18号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本町企業職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としており、令和6年人事院勧告に基づきまして国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年法律第72号として公布されたことに伴い、本町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例におきましても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、扶養手当について配偶者に係る手当を廃止し、また定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への手当の支給について改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第18号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条の2中「、第4条の2及び第7条」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「（4）重度心身障害者」とあるのは「（4）重度心身障害者（5）配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））」とする。

以上、議案第18号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたく存じます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第16、議案第19号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第19号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資

格基準につきましては、水道法に基づき政令を参酌して条例で定めておりますが、令和6年度より生活衛生と関係行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、関係政令の整備が行われ、水道法施行令の一部改正につきましても本年4月1日より施行されることから、関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といったしましては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関する見直しを行うものであり、実務経験に下水道、道路、河川等、他分野の経験を加味すること、土木工学以外の学歴、学科要件及び国家資格である1級土木施工管理士の追加、また小規模な水道事業者の技術上の実務経験年数の見直しを行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第19号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年余市町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学又は旧大学令に

よる大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 規則の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技術を有すると認められる者

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、

修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第19号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例案の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番(ジャストミートあたる君) 条文を見ると大幅に実務期間が短縮されているように思われます。この背景について、ちょっとご説明いただ

きたい。

○水道課長(紺谷友之君) 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としていたところ、整備法の趣旨を踏まえまして資格要件に下水道等に関する実務経験を含めるという改正を行っているものでございます。

背景といたしましては、水道整備、管理行政に関わる職員の数が減少してきていることに伴いまして、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難になっている背景がございますので、学歴及び学科要件における土木工学以外の課程の追加等が行われているところでございます。

○13番(ジャストミートあたる君) 中には10年から5年という、5年以上短縮されていますが、安全面についてはどうお考えでしょうか。

○水道課長(紺谷友之君) 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

このたびの規制の緩和という部分に関しましては、相当前から国のほうで議論がされているところでございます。従前は比較的、割と資格がっちりとしているといえますか、割と期間も長く、経験も一定程度必要という形にはなっていたのですが、昨今の人手不足、技術者不足という部分も鑑みながら国のほうでどのような形で進めることが安全性が担保をされた中で今後も継続的にできるかというのを数年にかけて議論をされて、その結果こちらになっておりますので、そういった部分での安全性等というものは十分担保されているものと考えております。

○議長(藤野博三君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(藤野博三君) 日程第17、議案第22号 余市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長(大平直規君) ただいま上程されました議案第22号 余市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

余市町における個人番号カード用署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の発行、更新等の事務を郵便局で取扱いできるようにするため、地

方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき提案するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第22号 余市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成12年法律第120号)第3条第1項の規定により、次のとおり余市町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定する。

令和7年3月6日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、指定する郵便局の名称、余市沢町郵便局。

2、指定する郵便局において取り扱う事務。

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(以下「法」という。)第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務。

(2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、余市町及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することと

し、以後も同様とする。

以上、議案第22号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号 余市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償請求事件について行政報告を申し上げます。

本件は、令和6年6月に本町が管理する余市運動公園野球場付近園路に駐車されていた車両に野球場利用者の打球が衝突し発生した自動車破損事故において、損害の責任原因の一部が本町にある

として、令和7年2月21日、富良野簡易裁判所に提訴されたものであります。

本町に対する訴状の趣旨は、本件野球場が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態であったことへの設置、管理瑕疵に対し、損害の賠償責任を求められたものであります。

今回の事件では、原告が弁護士を訴訟代理人としていることから、本町といたしましても訴訟代理人として専門的知識を有する弁護士へ委任し、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、損害賠償請求事件についての行政報告とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、日程第18、議案第23号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました議案第23号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、行政報告をいたしました損害賠償請求事件に係る訴訟費用として、訴訟弁護士委託料の補正計上でございます。また、歳入につきましては総合賠償責任保険金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。なお、このたびの訴訟につきましては、年度内に結審し、事件終了に至らないことから、債務負担行為の追加をご提案するものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第23号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億1,571万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、補正額25万3,000円、12節委託料25万3,000円につきましては、本町の代理人として委任する弁護士への訴訟弁護士委託料の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく2ページの上段をご覧ください。2、歳入、21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額25万3,000円、1節雑入25万3,000円につきましては、総合賠償責任保険金の補正計上でございます。

次に、債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。中段でございます。第2表、債務負担行為補正につきましては、債務負担行為の追加でございます。事項、期間、限度額の順にご説明申し上げます。1、追加、事項、損害賠償請求事件に係る訴訟弁護士委託料、期間、令和7年度から事件終了年度まで、限度額、町が加入する保険会社の定める基準額を限度とする。

以上、議案第23号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わり

ました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号 令和6年度余市町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第19、議案第24号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第20、議案第25号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第19及び日程第20を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま一括上程になりました議案第24号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第25号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町議会議員の報酬月額及び特別職の給与につきましては、平成14年に現在の額に減額して以来、見直しを行っていない状況でございましたが、最近の社会情勢の変化により物価や賃金の上昇傾向が顕著となっていることから、一般職の給与改定率及び道内他町村の給料、報酬額を参考に、余市町議員報酬及び特別職給料審議会の意見も踏まえ、議会議員報酬及び特別職給与の増額改定を行おうとするものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第24号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第24号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 議員報酬月額の欄中「29万円」を「32万円」に、「23万5,000円」を「26万円」に、「21万7,000円」を「24万3,000円」に、「20万円」を「22万

5,000円」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

続きまして、議案第25号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第25号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 町長の項中「79万5,000円」を「88万円」に改め、同表副町長の項中「65万5,000円」を「71万円」に改める。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中「59万円」を「61万5,000円」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、一括上程されました議案第24号及び議案第25号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、それぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 議員報酬についてなのですが、月額のところ旧から新に変わる議長、副議長、議員、それぞれパーセンテージがちょっと違う気がするのですけれども、一律でないのは何ででしょうか。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回新たな額の設定につきましては、他町村を参考にしているということで、一律に何%上げるという改正ではなく、積算として他町村を参考に金額を設定させていただいたところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 他町村というのは、例えば北後志、後志なのか、それとも同じ人口規模のところなのでしょう。こういった基準でしょうか。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁をいたします。

参考としました町村につきましては、北海道内における同規模の町村を参考にさせていただいたところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 同規模というのは、ごめんなさい。人口でしょうか。それとも、産業だとか、そういった税収だとかという、こういった規模でしょうか。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミ-

トあたる議員のご質問に答弁いたします。

同規模といたしましては、人口によりまして1万5,000人から2万人の間の町村を参考にさせていただいたところでございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第21、議案第26号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第22、議案第27号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第23、議案第28号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第24、議案第29号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第25、議案第30号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第26、議案第31号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第27、議案第32号 余市町政治倫理審査会委員の選任についての以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第21ないし日程第27を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま一括上程になりました議案第26号から議案第32号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在ご委嘱申し上げております余市町政治倫理審査会委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間における余市町政治倫理審査会委員7人の選任に当たり、ご同意賜りたく、

余市町政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第であります。

委員会の委員につきましては、政治倫理の審査に関し専門的知識を有する者として、国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学教授を、さらに地方自治法第18条の規定に基づく選挙権を有する者として6人の方をそれぞれ人選いたしました。

7人の方々の氏名等を申し上げます。余市郡余市町大川町1丁目96番地、伊藤勝也氏、余市町区会連合会副会長をさせていただきます。小樽市新光町324番地230号、岩本尚禧氏、国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学の教授をさせていただきます。余市郡余市町大川町6丁目14番地、杵淵瑞枝氏、余市町女性団体連絡協議会の会長をさせていただきます。余市郡余市町沢町5丁目12番地4、隅本幸子氏、余市町明るい選挙推進協議会の副会長をさせていただきます。余市郡余市町大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、小樽人権擁護委員をさせていただきます。余市郡余市町富沢町2丁目21番地、平岩聖司氏、行政相談員をさせていただきます。余市郡余市町富沢町5丁目65番地、平田進氏、余市町教育委員会の委員をさせていただきます。以上の方々が政治倫理審査会委員として最も適任であると判断しましたので、ここにご提案申し上げます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第26号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町1丁目96番地。氏名、伊藤勝也。生年月日、昭和22年3月18日生まれ。

議案第27号 余市町政治倫理審査会委員の選任

について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、小樽市新光町324番地230号。氏名、岩本尚禧。生年月日、昭和56年6月7日生まれ。

議案第28号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町6丁目14番地。氏名、杵淵瑞枝。生年月日、昭和16年12月16日生まれ。

議案第29号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町沢町5丁目12番地4。氏名、隅本幸子。生年月日、昭和14年6月2日生まれ。

議案第30号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町8丁目5番地。氏名、芳賀よう子。生年月日、昭和28年12月7日生まれ。

議案第31号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いた

したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町2丁目21番地。氏名、平岩聖司。生年月日、昭和43年6月6日生まれ。

議案第32号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月24日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町5丁目65番地。氏名、平田進。生年月日、昭和24年9月20日生まれ。

以上、一括上程されました議案第26号から議案第32号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案7件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第26号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第27号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第28号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第29号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第30号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第31号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第32号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第28、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○6番(庄 巖龍君) ただいま上程になりました発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、余市町議会の個人情報の保護に関する条例における引用条項などについて所要の改正を行うため提案するものであります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されておりますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第1号について、その内容のご説明を申し上げましたので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第29、意見案第1号 若者の政治参画を促進する抜本的改革を求める要望意見書、日程第30、意見案第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める要望意見書、この2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第29及び日程第30を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号及び意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 若者の政治参画を促進する抜本的改革を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立により採決いたします。

意見案第2号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第31、意見案第3号 性犯罪の再犯防止への支援強化を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 性犯罪の再犯防止への支援強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第32、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(藤野博三君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時41分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1番 山 本 正 行

余市町議会議員 2番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司